

平成29年12月1日
消 防 庁

地方公共団体における業務継続性確保のための 非常用電源に関する調査結果

消防庁では、地方公共団体における業務継続性確保のための非常用電源について、調査を実施し、この度、平成29年6月1日現在の状況を取りまとめましたので公表します。

本調査結果を受け、本日、消防庁では、非常用電源が未設置もしくは災害への対策がとられていない団体等について、必要な取組を進めるよう別添のとおり通知を発出いたします。

今後も災害時における対応に万全を期するよう地方公共団体に対し働きかけを行つてまいります。

1 調査対象

都道府県47団体、市町村1,741団体



2 調査基準日

平成29年6月1日

3 調査内容

- (1) 非常用電源の設置状況
- (2) 非常用電源の浸水・地震対策
- (3) 非常用電源の使用可能時間

4 調査結果の概要（別添資料参照）

- 非常用電源については、都道府県では全団体で整備されていたほか、市町村では1,579団体（90.7%）が整備済（162団体（9.3%）が未整備）
- 浸水対策について、発災の際に浸水の恐れのある団体において、都道府県では、全ての団体が対策済みであるほか、市町村では402団体（60.4%）が対策済（190団体（28.5%）が未対策）
- 地震対策について、都道府県では、全ての団体が対策済みであるほか、市町村では1,236団体（71.0%）が対策済（343団体（19.7%）が未対策）
- 救命・救急活動において極めて重要な72時間は稼働できるよう燃料等を備蓄しておくことが望ましく、非常用電源整備済の団体のうち、使用可能時間を72時間以上としている団体は、都道府県では42団体（89.4%）、市町村では598団体（37.9%）となっている（使用可能時間は全ての都道府県で24時間以上、市町村では24時間未満が581団体（36.8%））

5 消防庁の対応

本調査結果を受けて、本日、消防庁では、地方公共団体に対し、以下の取組等を進めるよう、別添の通知を発出。

- 非常用電源及びその燃料の整備を早急に図ること
- 非常用電源については浸水や揺れに備えた対策を図ること
- 非常用電源については、72時間は稼働できるよう燃料等を備蓄しておくこと

■調査結果の概要については、消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp/>)に掲載しています。



連絡先

消防庁国民保護・防災部防災課
震災対策専門官 陰山／震災対策係長 木村
電話:03-5253-7525 Fax:03-5253-7535

1 非常用電源について

「防災基本計画」等において、業務継続性の観点から電気の確保をする必要があるとされる

○ 「防災基本計画」（抜粋）（平成28年5月中央防災会議）

第2編 第1章 第6節 2 (7) 公的機関等の業務継続性の確保

地方公共団体は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、…電気・水・食料等の確保…について定めておくものとする。

○ 「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（抜粋）

（平成28年2月内閣府（防災担当））

1章 はじめに [業務継続計画に特に重要な6要素]

(3) 電気、水、食料等の確保

停電等に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。

「非常用電源とその燃料」を確保することが重要。

（参考）

庁舎の停電が発生したため、災害対策に支障が生じた事例

・H27.9 関東・東北豪雨

・H28.8 台風第10号災害

2 調査結果を踏まえた今後の取組

○ 非常用電源の設置

災害対策本部が設置される庁舎においては、災害発生時等に備え、非常用電源の設置及びその燃料の整備を早急に図ること。

○ 非常用電源の浸水対策

浸水想定区域内に災害対策本部を設置する団体では、浸水想定深より上部に設置するなど浸水に備えた対策が必要。

緊急防災・減災事業債を活用して、非常用電源の設置及び災害への対策を促進

○ 非常用電源の地震対策

非常用電源を設置済み団体においても、転倒防止の措置を講じるなど揺れに備えた対策が必要。

※緊急防災・減災事業債
(1) 地方債の充当率：100%
(2) 交付税措置：

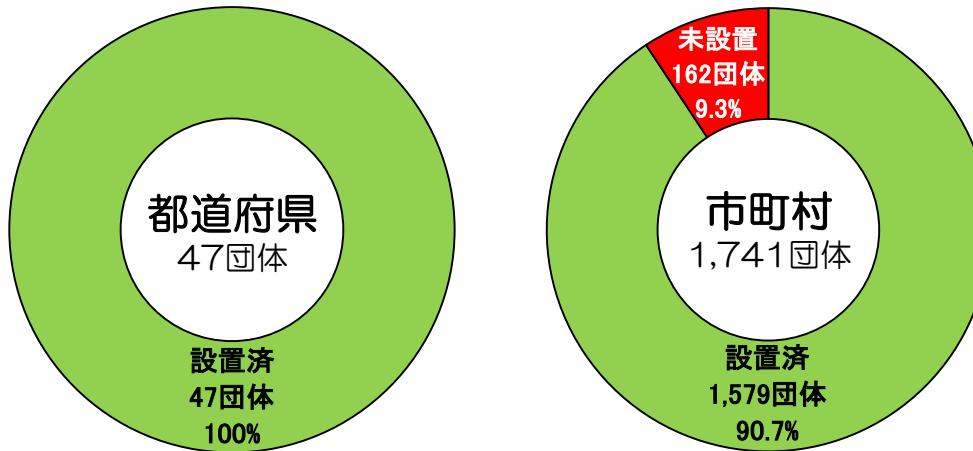
元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入

○ 非常用電源の稼働時間の確保

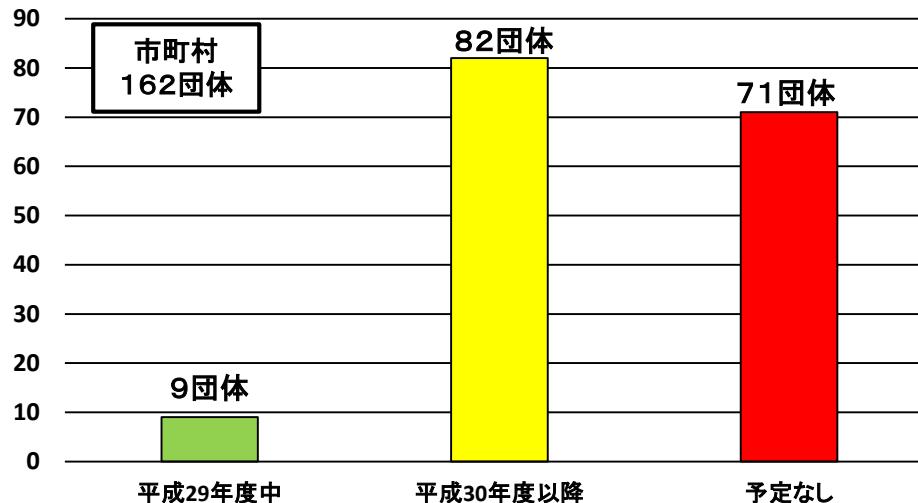
非常用電源については、72時間は稼働できるよう燃料等を備蓄しておくことが望ましい。

3 非常用電源の設置状況

非常用電源の設置状況



非常用電源未設置市町村の今後の予定



○災害対策本部が設置される庁舎において、非常用電源が設置されている団体は、

都道府県では、

全ての団体で設置済（前回と同様）

市町村では、

1,579団体 (90.7%) が設置
(前回比+45団体、+2.6ポイント)

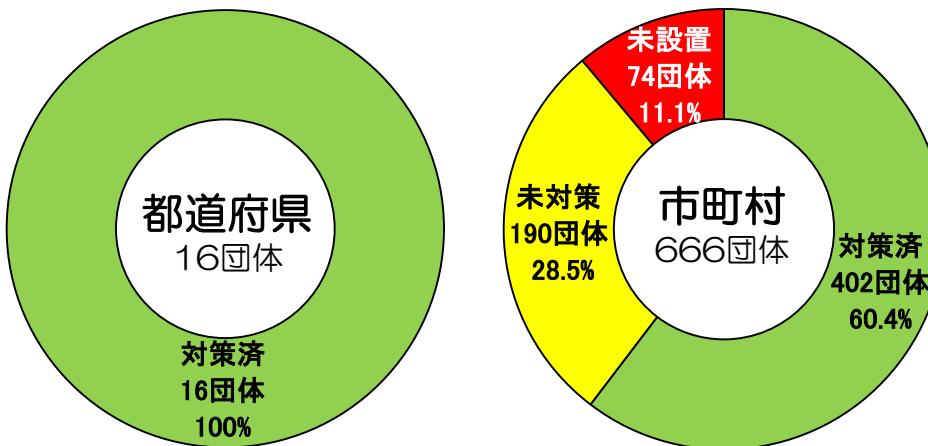
○非常用電源が未設置の市町村
162団体のうち、

- ・平成29年度中に設置予定 → 9団体
- ・平成30年度以降に設置予定→ 82団体
- ・設置予定なし → **71団体**

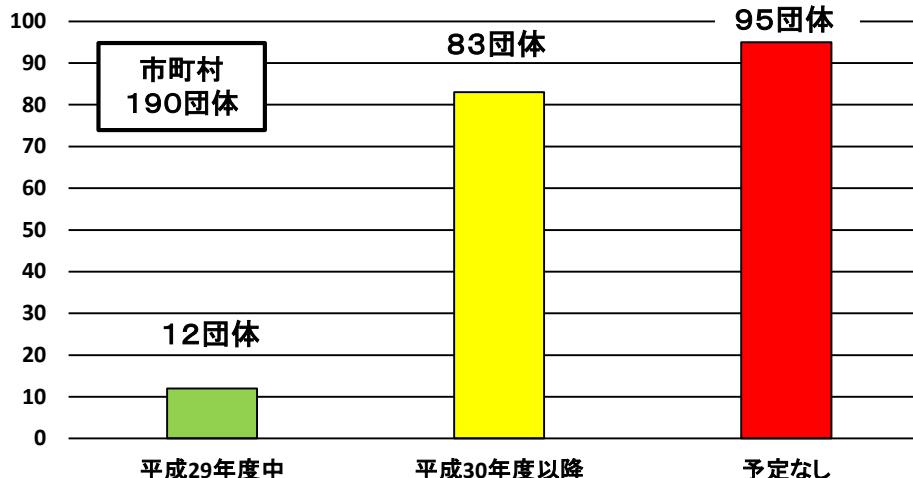
4 非常用電源の災害への対策状況① ~浸水対策~

浸水に対する対策

※発災の際、浸水のおそれがある団体が対象



浸水対策をしていない団体の今後の予定



○洪水・高潮・津波災害いずれかの浸水想定区域内に災害対策本部を設置する団体は、都道府県は**16団体**あり、**全ての団体が浸水対策済**

○浸水のおそれがある市町村**666団体**のうち、**592団体が非常用電源を設置済**、そのうち**402団体が浸水対策済**

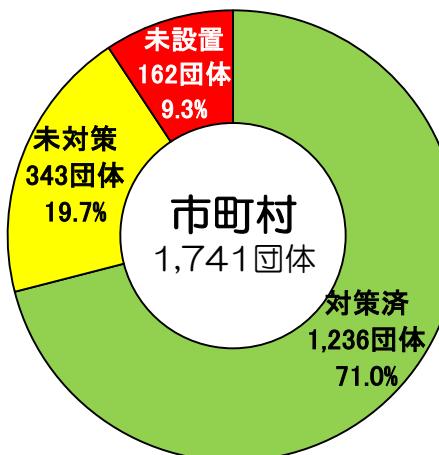
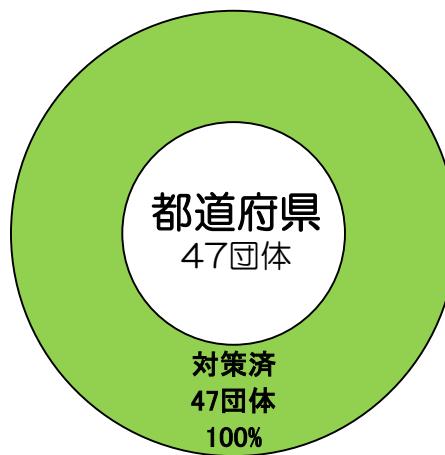
○水害の主な対策としては、
• 屋上や高層階の想定浸水深より上部に設置
• 周囲を防水壁で囲む
• 止水板、土のうを準備している
などがみられた。

○浸水対策をしていない市町村**190団体**のうち、
• 平成29年度中に対策予定 → 12団体
• 平成30年度以降に対策予定 → 83団体
• 対策予定なし → **95団体**

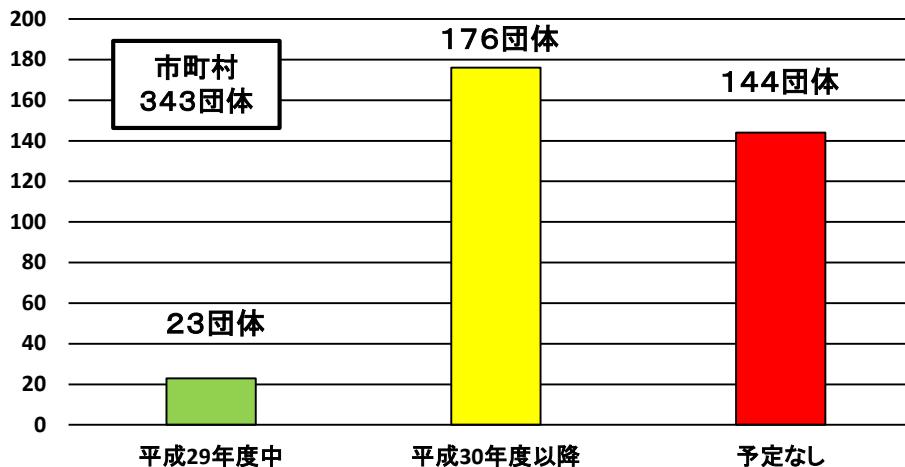
5 非常用電源の災害への対策状況②～地震対策～

地震に対する対策

※非常用電源を設置済と回答した団体が対象



地震対策をしていない団体の今後の予定



○非常用電源を設置済と回答した団体のうち地震対策をしている団体は、

都道府県では全団体

市町村では**1,236団体**

○地震の主な対策としては、

- ・建物が耐震化済みで、発電装置等が転倒防止措置
- ・屋外にアンカーボルト等で固定し設置などがみられた。

○地震対策をしていない市町村**343団体**のうち、

- ・平成29年度中に対策予定 →23団体
- ・平成30年度以降に対策予定 →176団体
- ・対策予定なし →144団体

6 非常用電源の災害への対策例

非常用電源等の災害対策について

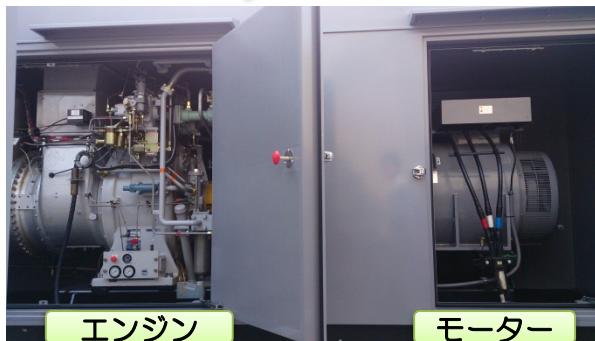
- 被災地の地方公共団体は、庁舎も被災している可能性があり、適切な措置を施していかなければ、非常用電源が稼働できない事態も想定される。



災害による停電時において、確実に非常用電源を稼働させるためには、**揺れや、浸水に備えた**非常用電源の確保が重要。

浸水に対する対策例

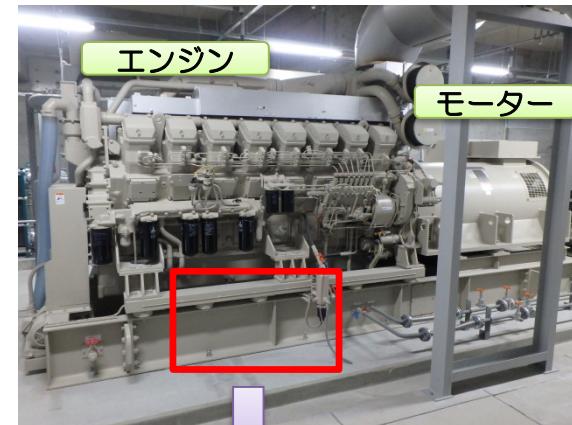
屋上に非常用電源を設置



提供：和歌山県庁

地震に対する対策例

耐震化されている建物内に
アンカーボルトにて固定



提供：北海道庁

7 非常用電源の稼働時間の確保～72時間以上の使用可能時間の確保①～

非常用電源の使用可能時間について

- ・発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯である。
- ・さらに停電が長期化する場合もある。

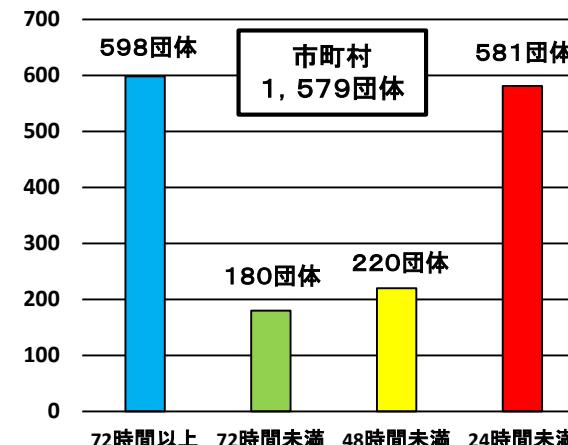
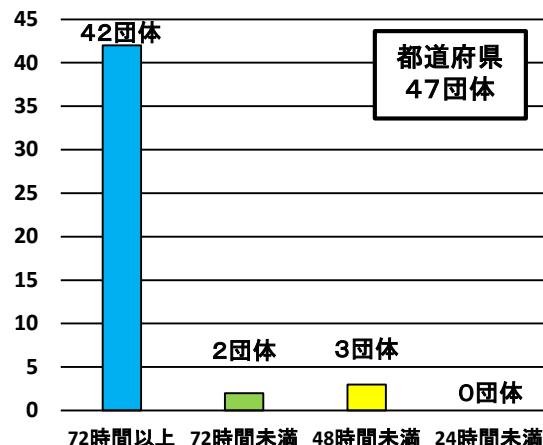
平成27年台風第21号(与那国町) : 5日間で100%復旧
平成27年9月関東・東北豪雨(常総市) : 5日間で100%復旧
平成26年8月豪雨(広島市) : 7日間で約99%復旧
平成23年東日本大震災(東北電力管内) : 8日間で約94%復旧



- 発生直後からの災害応急対策の重要性に鑑み、発災後「**72時間**」は、外部からの供給なしで非常用電源を稼働可能とする措置が望ましい。
- 停電の長期化に備え予め燃料販売事業者等と協定を締結しておくなど、**1週間程度**は災害対応に支障がないよう準備することが望ましい。

非常用電源の使用可能時間

※非常用電源設置済と回答した団体が対象



○非常用電源の使用可能時間は、都道府県では、

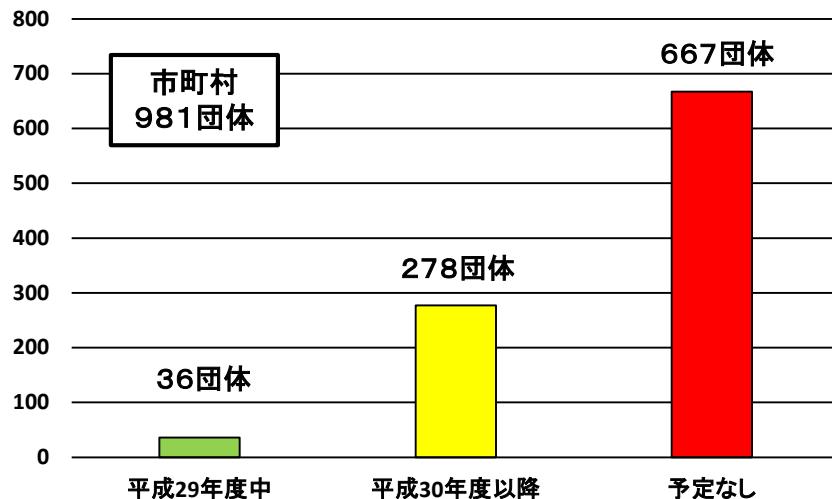
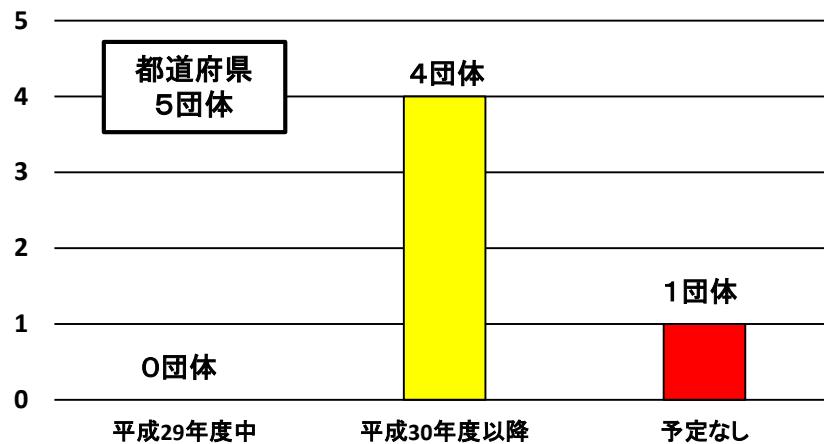
72時間以上の団体が**42団体 (89.4%)**で最も多い。

市町村では、

72時間以上の団体が**598団体 (37.9%)**で最も多いが、**24時間未満**の団体についても**581団体 (36.8%)**ある。

8 非常用電源の稼働時間の確保～72時間以上の使用可能時間の確保②～

72時間以上の使用可能時間を確保していない団体の今後の予定



○都道府県では、
72時間以上の使用可能時間を確保して
いない**5団体**（前回比△1団体）
のうち、
・平成30年度以降に対策予定 → 4団体
・対策予定なし → 1団体

○市町村では、
72時間以上の使用可能時間を確保して
いない **981団体**（前回比△45団体）
のうち、
・平成29年度中に対策予定 → 36団体
・平成30年度以降に対策予定 → 278団体
・対策予定なし → **667団体**

消防災第159号
平成29年12月1日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁国民保護・防災部防災課長
(公印省略)

地方公共団体の業務継続性確保のための非常用電源の整備について

地方公共団体の業務継続性確保のための非常用電源の調査結果について、別添のとおりとりまとめ、本日、報道発表を行いました。

今回の調査結果では、前回調査した平成28年4月時点から改善していますが、未だに非常用電源が整備されていない市町村があるほか、整備されている市町村であっても、発災の際に浸水のおそれがあるにもかかわらず、浸水対策がなされていない団体や、地震対策がなされていない団体など、災害によって庁舎が停電した際に、非常用電源が適切に稼動しないおそれのある団体がみられました。

昨年8月の台風第10号災害でも、庁舎が停電し、災害応急対策に支障が生じる事例があつたことから、非常用電源確保の重要性が改めて認識されたところです。

については、下記事項にご留意いただき、貴管内市町村に対して、早期に非常用電源の整備等が進むよう、必要な助言等を行っていただくようお願いします。

なお、本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

(1) 非常用電源等の整備について

災害対策本部が設置される庁舎においては、災害発生時等に備え、あらかじめ非常用電源及びその燃料の整備を早急に図ること。なお、非常用電源の整備は、緊急防災・減災事業債の対象事業であることから、その活用を検討すること。

(2) 非常用電源の浸水・地震対策について

災害発生の際は、地方公共団体の庁舎も被災するおそれがあるため、適切な措置を施していなければ、非常用電源の設備に支障をきたし稼動できない事態も想定されることから、災害による停電時にあっても確実に非常用電源を稼動させるため、浸水想定深より上部への設置や転倒防止の措置など、非常用電源に対する浸水や搖

れに備えた対策を図ること。なお、既存の非常用電源に対する浸水・地震対策（上層階への移設、防護板の設置等）に要する経費についても、緊急防災・減災事業債の対象であることから、その活用を検討すること。

(3) 非常用電源の使用可能時間について

「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成28年2月内閣府（防災担当））において、「72時間は、外部からの供給なしで非常用電源を稼動可能とする措置が望ましい。」とされていることから、発災直後からの応急対策の重要性に鑑み、大規模な災害が発生した場合には物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識の下、72時間は外部からの供給なしに非常用電源を稼動できるよう、あらかじめ燃料等を備蓄しておくこと。

また、停電の長期化に備え、1週間程度は災害対応に支障がないよう準備することが望ましく、その際、軽油、重油等の燃料の備蓄量等は、消防法、建築基準法等により制限される場合もあるため、あらかじめ燃料販売事業者等との優先供給に関する協定の締結等も検討すること。

担当 消防庁国民保護・防災部防災課

震災対策専門官 陰山 暁介

震災対策係長 木村 義寛

事務官 渡部 浩之

電話：03-5253-7525 FAX：03-5253-7535